

平成 20 年 2 月 1 日

19 豊総契発第 79 号

総務部長決定

改正 平成 20 年 7 月 1 日

平成 21 年 1 月 30 日

平成 21 年 8 月 18 日

豊島区低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する工事又は製造その他についての請負契約（物品の調達を除く。以下「工事等その他請負契約」という。）を締結しようとする場合における低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項（同施行令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同施行令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する総合評価一般競争入札により落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときにおいて、必要な調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、当該結果に基づき落札者を決定する制度をいう。

2 この要綱において「調査基準価格」とは、工事等その他契約を締結するにあたり、当該契約に関し低入札価格調査を実施する基準として、あらかじめ契約担当者（豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。）が設定した価格をいう。

3 この要綱において「低入札価格事後調査」とは、調査基準価格を下回る額で契約した場合に、当該工事等その他契約の履行完了後、低入札価格調査の結果どおり履行が行われたか否かについて行う調査をいう。

(対象)

第 3 条 低入札価格調査制度の対象は、工事等その他請負契約のうち予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）が次の各号の契約に応じた金額の契約とする。

(1) 工事又は製造についての請負契約（以下「工事等請負契約」という。）にあっては予定価格 1,000 万円以上とする。

- (2) コンピューターソフトウェアの構築、印刷・製本、測量、地質調査、清掃業務、建築等の設計管理業務等に関する契約（以下「その他請負契約」という。）にあっては、予定価格 130 万円以上とする。

（調査基準価格）

第 4 条 調査基準価格は、次の各号の契約に応じて算定して得た額とする。

- (1) 工事等請負契約にあっては、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき算出した請負対象金額のうち、直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額及び一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7 を乗じて得た額とする。
- (2) その他契約にあっては、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内において当該契約ごと契約担当者が決定した割合を乗じて得た額とする。
- 2 契約担当者は、工事等請負契約の性質上、前項第 1 号の規定により難しい場合にあっては、前項第 1 号の算定方法にかかわらず 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲内で契約担当者の定める割合を当該予定価格に乗じて得た額とする。

（低入札価格による失格）

第 5 条 契約担当者は、工事等請負契約又はその他請負契約に応じて設定した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格が、当該契約に応じて前条の規定により算出した調査基準価格の額を下回る場合であって、当該最低価格入札者が提出した入札金額の積算内訳書において計上されている次に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に、当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断し、次条による低入札価格調査を行うことなく直ちに失格とする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
75%	70%	60%	30%

- 2 契約担当者は、工事請負契約の性質上、前項に規定する経費の区分に応じて定める率により難しい場合にあっては、前項の規定にかかわらず契約担当者の定める率とする。

（低入札価格調査）

第 6 条 契約担当者は、前条の規定により失格としなかった場合には、低入札価格調査を行うものとする。ただし、最低価格入札者が申込みに係る価格により当該工事等請負契約又はその他請負契約の内容に適合した履行がされると認められ、かつ、

当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すことがなく著しく不相当でないとき認められるときは低入札価格調査を行わず、直ちに当該最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、当該申込み者全員に対しその旨を知らせるものとする。

(工事等請負契約に関する資料の提出)

第 7 条 契約担当者は、工事等請負契約に対する低入札価格調査を行う場合には、当該最低入札者に対し次の各号に掲げる資料を提出させなければならない。

- (1) 当該価格により入札が可能となった理由 (別記第 1 号様式)
- (2) 入札金額の積算内訳 (別記第 2 号様式)
- (3) 配置現場代理人等名簿 (別記第 3 号様式)
- (4) 対象となる契約に関連する手持ち工事の状況 (別記第 4 号様式)
- (5) 契約対象工事箇所と最低価格入札者の事業所、倉庫等との地理的關係 (別記第 5 号様式)
- (6) 手持資材の状況 (別記第 6 号様式)
- (7) 資材購入先又は資材リース元の状況 (別記第 7 号様式)
- (8) 手持機械の状況 (別記第 8 号様式)
- (9) 機械リース元の状況 (別記第 9 号様式)
- (10) 労務者の具体的供給見通し (別記第 10 号様式)
- (11) 過去に施工した公共工事及びその工事の発注者 (別記第 11 号様式)
- (12) 建設副産物の搬出先地 (別記第 12 号様式)
- (13) 下請契約の予定の有無 (別記第 13 号様式)
- (14) 経営状況 (別記第 14 号様式)
- (15) その他必要な事項

(その他請負契約に関する資料の提出)

第 8 条 契約担当者は、その他請負契約に対する低入札価格調査を行う場合には、当該最低入札者に対し次の各号に掲げる資料を提出させなければならない。

- (1) 当該価格により入札が可能となった理由 (別記第 1 号様式の 1)
- (2) 入札金額の積算内訳 (別記第 2 号様式の 1)
- (3) 労務者、資材等の具体的供給見通し (別記第 10 号様式の 1)
- (4) 過去に履行した契約の発注者 (別記第 11 号様式の 1)
- (5) 下請契約の予定の有無 (別記第 13 号様式の 1)
- (6) 経営状況 (別記第 14 号様式の 1)
- (7) その他必要な事項

(低入札価格調査の方法)

第 9 条 低入札価格調査の方法は、第 7 条及び前条で提出された資料に基づいて当該

最低価格入札者に対する事情聴取、当該契約に係る関係機関への照会その他の方法により行うものとする。

(工事等担当課長の意見聴取)

第 10 条 契約担当者は、前条により最低価格入札者からの事情聴取を行う場合には、事前に工事等請負契約を発注する課長（豊島区会計事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する課の長及び同条第 4 号に規定する課長をいう。以下「工事等担当課長」という。）に資料を送付し、意見の聴取を行わなければならない。

4 工事等担当課長は、前項の送付された資料に意見を付し契約担当者に回付しなければならない。

(低入札価格調査後の契約担当者の措置)

第 11 条 契約担当者は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者が低入札価格調査に協力しない場合、契約担当者が定める期限までに第 7 条各号若しくは第 8 条各号に掲げる資料を提出しない場合又は不備等が判明した場合、及び第 9 条の事情聴取に応じない場合には、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

2 契約担当者は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者が申込みに係る価格により当該工事等請負契約又はその他契約の内容に適合した履行がされると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すことがなく著しく不相当でないと認められたときは、直ちに当該最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、当該申込み者全員に対しその旨を知らせるものとする。

3 契約担当者は、低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には、豊島区低入札価格調査委員会に意見を求めるものとする。この場合低入札価格調査書（別記第 15 号様式）を豊島区低入札価格審査委員会に提出するものとする。

(豊島区低入札価格審査委員会の設置)

第 12 条 入札価格が調査基準価格に満たなかった場合において、当該履行の可否を審査するため、豊島区低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、豊島区指名業者選定委員会設置要綱（昭和 56 年区長決裁）第 3 条に規定する委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、審査の事案に応じ、必要があると認めるときは、臨時委員を若干名置くことができる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

- 6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会は、前条第 3 項の規定により提出された低入札価格調査書に基づき、履行の可否を審査し、その意見を書面によって意見を表示するものとする。
- 8 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(落札者の決定)

- 第 13 条 契約担当者は、第 11 条第 1 項の規定に基づき最低価格入札者を落札者とし
ない場合、又は委員会から表示された意見が契約担当者の意見に適合する場合若し
しくは当該意見を容認するものである場合には、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1
項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により最低価格入札者を落札者とせず、予定
価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みした者のうち最低の価格をもって申込
みをした次順位者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。ただし、
次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、契約担当者は当該次順位者につ
いてこの要綱による低入札価格調査を行うものとする。
- 2 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落
札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、他
の申込者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(低入札価格事後調査)

- 第 14 条 契約担当者は、第 13 条第 1 項の規定により落札者を決定した場合において、
委員会において低入札価格事後調査の必要が明示されている場合には、低入札価格
事後調査を実施するものとする。
- 2 前項の場合契約担当者は、低入札価格事後調査について契約書に明示するとともに、
当該契約の相手方に工事等請負契約又はその他契約の区分に応じて、次の各号に掲
げる資料を提出させるものとする。
 - (1) 工事等請負契約 施工体制台帳、施工計画書、労働安全関係書、その他必要資
料
 - (2) その他請負契約 労働安全関係書、その他必要資料
 - 3 低入札価格事後調査は、前項において提出された資料に基づいて当該契約の相手方
に対する事情聴取、関係機関への照会等の方法により行うものとする。

(低入札価格事後調査における措置)

- 第 15 条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合には、契約の相手方に対して豊島区競
争入札参加有資格者指名停止基準（昭和 57 年区長決裁）に基づき指名停止措置を行
うものとする。
- (1) 前条第 2 項に定める資料を契約担当者の指定する日までに提出しない場合
 - (2) 低入札価格事後調査に協力しない場合
 - (3) 前条第 2 項に基づき提出された資料に明らかな虚偽が発見された場合

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に工事等請負契約に係る公告等入札の誘引を行ったものに対する適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成 21 年 2 月 1 日以後に行われる入札公告等を行う案件について適用し、平成 21 年 2 月 1 日以後に入札執行されるものについては、従前の規定により処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 28 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成 21 年 8 月 28 日以後に行われる入札公告等を行う案件について適用し、平成 21 年 8 月 28 日以後に入札執行されるものについては、従前の規定により処理するものとする。